

第 16 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 21 年 6 月 30 日（火）10：00～12：00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、津谷臨時委員、井上専門委員、
嶋崎専門委員、早瀬専門委員、審議協力者（財務省、文部科学省、農林
水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京
都、大阪府）、事務局（河合内閣府統計委員会担当室参事官、浜東総
務省調査官他）、調査実施者（千野総務省国勢統計課長他）

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議 事 録

阿藤部会長 それでは、全員おそろいようですので、ただいまから第 16 回の「人
口・社会統計部会」を開催いたします。

本日は、前回に続きまして「国勢調査の変更について」に関する審議を行います。

審議に入ります前に、前回御欠席の津谷臨時委員及び嶋崎専門委員に簡単に自己紹介を
お願いいたします。

津谷臨時委員 津谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

嶋崎専門委員 嶋崎でございます。よろしくお願いいたします。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の配布資料及び前回部会の結果概要について、事務局から説明をお願い
します。

浜東総務省統計審査官室調査官 それでは、本日の資料について説明させていただきます。

議事次第の 4 に配布資料という欄がございます。資料 1 として、6 月 10 日に行われま
した第 15 回人口・社会統計部会の結果概要を付けてございます。

資料 2 といたしまして、これは 6 月 8 日に統計委員会に諮問いたしました際に、統計委
員会委員の方から出されました意見等に対する調査実施部局からの回答を付けてござい
ます。

資料 3 といたしましては、今日の審議に関係してまいりますけれども、「調査事項の変
更・廃止について」を付けてございます。

資料 4 といたしまして、「平成 22 年国勢調査における報告義務等の周知方法」を付け
てございます。

このほかに、ここには書いてございませんけれども、席上配布資料といたしまして、A
3 判で「平成 22 年国勢調査に関する審議事項一覧」という、本日、御審議いただく事項

を、かたまりごとに整理した一覧表を付けてございます。

その下に、「平成 19 年就業構造基本調査の実施について」という資料と、平成 19 年就業構造基本調査の調査票を付けてございます。

あと、「平成 22 年国勢調査第 3 次試験調査」と記載された封筒を付けてございますけれども、これが今実施されています第 3 次試験調査の資料一式になってございます。中身につきましては、調査票と「調査票の記入のしかた」。それから、イメージでございますけれども、調査票の返信用封筒。それから、はがきのような形で、「インターネット回答の利用案内」が封筒の中に入っていると思います。

以上が本日配布しています資料でございます。

資料の方で不足のものがございましたら、お申し付けください。

それでは、続きまして、前回、第 15 回人口・社会統計部会の結果概要の説明に入りたいと思います。

6 月 10 日に第 15 回人口・社会統計部会を開催いたしまして、阿藤部会長の進行の下に、調査実施者から調査計画についての説明が行われました。その後、委員、審議協力者等から御意見が出されまして、それに対する実施部局からの回答という流れで進みました。

以下、当日、委員、専門委員、審議協力者等から出されました意見について、主なものを紹介させていただきたいと思います。

まず、調査事項の関係でございますけれども、高齢化社会が進展する中において、高齢者の居住環境、老人ホーム等の居住面積等、これらについてとらえる必要はないかという御意見がございました。

それから、就業時間の削除が行われているけれども、これは国民経済計算に使われているのではないか。その利用に影響しないとする検討の経緯を示してもらいたいという御意見がございました。

それから、国際比較の観点から失業者の前職を把握する必要があるのではないかという御意見がございました。

2 ページ目にいきまして、二つ目の「 」でございますけれども、「契約社員」を把握するに当たっては、「契約社員」は「パート・アルバイト」よりも「派遣社員」の方に近いのではないかということで、「契約社員」という区分を新たに新設するか、又は、「契約社員」を「派遣社員」と併せて区分することが合理的ではないかという御意見がございました。

それから、ニートについてでございますけれども、労働生産性を考える上では重要なポイントとなる。国勢調査で把握できないかという御意見がございました。

次に、調査方法の関係でございますけれども、外国人に確実に調査票を配布して回収することが大事だという御意見、同様に、不在がちな学生についても調査票の回収について一層努力する必要があるという御要望がございました。

また、インターネットの回答方式を導入するに当たっては、その導入のモデル地域として選定したところについては、円滑な実施とその評価・検証をしっかりとっていただきたいという御意見がございました。

3 ページ目でございますけれども、昨今増えていますネットカフェや簡易宿泊所で生活している方々について、国勢調査ではどのような方法で正確に把握しようとしているのかという御質問がございました。

また、高齢者が重複して把握された場合、平均寿命に大きく影響するため、調査の重複をどのように防止するのかという御質問がございました。

次に、集計事項の関係でございますけれども、国籍と教育の関係を把握する統計について、国勢調査において集計を行っていただきたいという御意見がございました。

また、国勢調査における匿名データの提供についての計画はどうなっているのかという御質問がございました。

続きまして、産業分類、職業分類の関係でございます。今行われている経済センサスにおいても産業別の就業数について把握しようという計画がございます。それと国勢調査で世帯から把握する産業別の就業者数、それぞれの役割の相違を明確にする必要があるという御意見がございました。

また、次でございますけれども、勤め先の事業の内容を把握する事項におきまして、例えば、製造業を行っている事業所が海外に工場等を移転させた場合、国内に残っているものは管理等しか行っていないのではないかと。そうなった場合、国内の事業所に限って事業の内容を判断した方がいいのではないかと。また、それに関連いたしまして、平成 22 年の国勢調査では「管理業務」という分類を設けないこととしているけれども、国際比較という観点からは、将来的に「管理業務」を分離して把握する方が価値があるのではないかと。という御意見がございました。

その他といたしまして、現在の国勢調査の調査票は「4 名連記式」で記入する形になっていますが、昨今の核家族化を考えた場合、「3 名連記式」とすれば、文字も大きくできるのではないかと。という御意見、また、直ちにこれに対応するのは困難かもしれないけれども、今後の課題としてはどうかという御意見がございました。

また、報告義務及び罰則を周知する必要があるのではないかと。という御意見がございました。

以上のような御意見が主なものだったと理解しています。

以上が概要でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

前回部会の結果の概要につきましては、今御紹介があったような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

阿藤部会長 それでは、このように取りまとめさせていただきます。

なお、資料 2 の第 23 回統計委員会において出されました意見等に対する回答については、後ほど調査計画全体を審議する中で、適宜、調査実施者から説明をお願いしたいと思います。

それでは、審議に入らせていただきます。

前回の部会では、今回の調査計画に対する総務省統計審査官室における審査の方向性を

説明していただくことを予定していましたが、時間の関係でできませんでしたので、本日改めて説明をお願いするということにしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 前回の第1回部会の際に配布いたしました「審査メモ」に沿って説明させていただきます。

「審査メモ」の1番目に「今回計画の概要等」を書いてございますけれども、こちらの計画の目的、沿革、活用状況については、前回、十分に説明されていると思いますので、今回は省略させていただきます。

「(2)の主要変更事項」につきましては、2ページ目で説明させていただこうと思っております。「審査の視点と審査結果」と重複しますので、今日の説明は2ページの2番目の「審査の視点と審査結果」から説明させていただきたいと思っております。

(1)として「法定事項(法第10条)」と書いてございますけれども、これは前回も少し説明させていただきましたが、統計法第10条の関係で、どういう視点で調査計画を審査するかということを決めてございまして、ここでは、まず、アといたしまして、「基幹統計の作成目的に照らした必要性等の観点」、統計法第10条第1号の観点から説明をさせていただきます。

まず、「(ア)」の「調査内容の充実」の「a 雇用形態の区分の変更」でございますけれども、今回の計画では、「従業上の地位」について、従来は「常雇」と「臨時雇」の2種類で把握するという計画でございましたけれども、今回は、「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」、この三つの項目で把握するという計画になってございます。

これについては、昨今の雇用形態の多様化というものを踏まえたものでございますし、また、派遣社員については、派遣元ベースで産業をとらえることも、また、派遣先ベースで産業をとらえることもできることとなります。

このようなことから、雇用形態の実態を一層的確に把握しようとするものであるということで、現段階では適当であると考えてございます。

「b」の5歳未満の子供の出生地の把握でございます。従来は5歳未満の子供の出生地を把握していなかったのがございますけれども、今回の計画では、その子供が生まれた当時、ふだん住んでいたところはどこかということを知り、5歳未満の子供の出生地を把握することとしています。

これについては、新たに調査事項を追加するというのではなくて、既存の調査事項の記入方法を工夫するということで対応しているということ、少子化対策等の政策面でも活用できるということ、また、研究面におけるニーズも踏まえたものであり、人口移動の的確な把握に資するものであるということをお考えして、適当であると思っております。

次に「(イ)」でございます。「調査事項の削除」でございますけれども、ここでは「家計の収入の種類」の削除を考えてございます。

「家計の収入の種類」については、従来から記入したくないと考える世帯が多かったという実態がございます。また、他の事項と比べると、国及び地方公共団体における政策立

案への利活用が比較的低いということがございまして、家計調査や全国消費実態調査等でも把握されている事項であるということから、報告者負担の軽減という観点からも、「家計の収入の種類」の削除については、適当であろうと考えてございます。

次に、「就業時間の削除」というところでございます。「就業時間」につきましては、調査前の9月末の1週間に仕事をした時間を把握する項目でございしますが、これにつきましては、雇用形態の「常雇」か「臨時雇」かという区分と組み合わせて集計しまして、非正規雇用等の雇用実態を間接的に把握するための項目でございました。これは平成12年調査において設定されたものでございますが、先ほど御説明しましたとおり、「雇われている人」の区分として雇用形態を直接把握するものに変更することに伴いまして、国勢調査において就業時間を把握する必要性が低下したのではないかとということで、就業時間の削除は適当であると考えてございます。

続きまして、「集計事項の変更」でございまして。

集計事項につきましては、先ほど御説明しましたとおり、「雇用形態」を従来の2区分から3区分に変えたことに伴い、産業構造の変化及び就業形態の多様化の実態を明らかにするため、雇用形態の多様化に関する集計を充実するということが1点ございます。

もう一点は、高齢化社会の進行に伴いまして、高齢者について、年齢区分等をよりの確に把握していこうとするものでございます。

また、もう一点は、平成12年頃から始まりまして、平成16年から18年がピークとなっている、いわゆる「平成の大合併」についての対応でございまして、平成12年当時の行政区分で、「平成の大合併」が始まる前の行政区分で集計を拡充するものでございます。これらについては、いずれも適当であろうと考えてございます。

続きまして、「集計対象の変更」でございまして。今回計画では、調査実施後速やかに公表されています人口速報集計の対象を「総人口」と「総世帯数」に限定して公表することとしています。従来は、これらに加え「男女別人口」も集計していましたが、これにつきましては、人口速報集計の後に公表されます「抽出速報集計」にゆだねるという形になっています。

これにつきましては、従来は調査員が調査票を配布する際に、世帯の人数と男女別の構成を聞いて、「世帯名簿」に記入していたのでございますけれども、プライバシー意識の高まりから、前回調査から聞き取りを拒否されるということも出てきたものでございますから、今回ではそれをやめまして、調査票を回収した段階で、指導員が世帯人員を「世帯名簿」に記入する形に変更することとしています。これに伴いまして、人口及び世帯数を集計する時期がずれてくることとなります。

また、今回、郵送提出の方法を導入しようということになっていまして、郵送方法の導入により、従来よりも調査票を回収する期間が若干長くなります。また、それに伴いまして、調査票を回収してから審査を行うことから、審査の期間についても従来よりも若干ずれるということがございます。

このようなことを勘案いたしますと、限られた期間内に「男女別人口」まで集計することが難しくなってきたということがございまして、「総人口」と「総世帯数」のみを「人

口速報集計」で集計するということはやむを得ないのではないかと考えてございます。

次に、「イ」といたしまして「統計技術的な合理性・妥当性の観点」でございませう。

「回答方法の変更」でございませう。従来、「住宅の床面積の合計」については、実面積を記入していただく方法としていたのでございませうけれども、今回は選択肢方式で回答していただくこととしてございませう。

「住宅の床面積の合計」につきましては、従来から回答しにくいと考える世帯が多かったということもございませう。この選択肢も従来の集計の一番細かい区分で設定されていることがございませうので、適当ではないかと考えてございませう。

次、4 ページ目の「調査方法の変更」というところでございませう。「a」といたしまして、「封入提出方式の全面導入」がございませう。

これは、平成 17 年調査から任意で封入して調査票を提出することが可能であったのでございませうけれども、これについて、4 割程度が封入提出であったということと、その後、5 年間の間に意識も相当変わってきて、過半数の世帯が封入を希望してくるのではなからうかということで、全面導入については妥当ではないかと考えてございませう。

次に「郵送提出方式の併用」でございませう。今回計画では、従来の調査員が調査票を回収する方法のほか、世帯の希望により、郵送提出も可能という形をとってございませう。これは、ライフスタイルが多様化したということで、調査員がなかなか接触できない、調査票を回収に行っても不在であるという世帯が多くなってきたということもありますし、また、調査員には調査票を渡したくないという意識を持っている世帯もあるということで、そのようなところからも回収が可能となるということで、郵送回収の導入は妥当ではなからうかと考えてございませう。

また、郵送回収を導入すると回収率が低下することも考えられますけれども、これについても「フォローアップ回収」といたしまして、調査員が一定期間、郵送による調査票の提出の締切期間を経過しても返ってこないところについては、各戸を訪問いたしまして、回収を促進するという措置をとっていますので、適当ではないかと考えてございませう。

続きまして、「インターネット回答方式の一部導入」というところでございませう。

これは、今回計画では一部導入という形になっていますけれども、単身世帯やオートロックマンション等、調査票の回収が非常に難しいところが多い地域の中から指定する地域において、インターネット回答方式を併用するというようにしています。

一部地域に限定した導入ということにしていますけれども、これについては、費用対効果の関係もあり、どの程度の方がインターネットで回答されるか分からないということもあるものですから、やむを得ないものであるかと考えてございませう。

続きまして、「調査方法の変更に伴う精度確保のための措置」の「a」の「業務記録情報の活用」でございませう。これは、住民基本台帳等を使って調査票の補完を行うというものでございませうけれども、これは従来からも行っているものでございませうけれども、今回は、利用の根拠を総務大臣から発出する市町村事務の処理基準に明記するというものでございませう。これについては、住民基本台帳の情報自体は、常住人口を調査する国勢調査に代替できるものではないという認識の下ではございませうけれども、欠損のおそれがある場

合に補完する手段の必要性も理解できますので、住民基本台帳等の情報を円滑に利用するために、利用の根拠を明確にすることは適当ではないかと考えてございます。

続きまして、5 ページ目の「法第 15 条に基づく関係者に対する質問等の導入」でございいます。これは、統計法第 15 条の「立入検査」のところでございますけれども、その中で「関係者に対する質問」ということが記載されてございます。これは、例えば、オートロックマンション等で、どうしてもそこの住民に接触できない場合に、マンションの管理会社等に対して、そこの住民の情報を質問することができるというものでございます。

これについては、調査結果の精度を確保するためには必要な措置であり、かつ、先ほど申しました住民基本台帳等を利用した補完を行っても補完ができない場合にのみ実施するというように、慎重な対応をとっているということ、それから、質問事項につきましても、性別や世帯人員等についてという形で対象を明確にした上で実施するというものでございます。なおかつ、現在想定していますのは、市町村の職員がそれを行使するという形になっていきますので、問題はないのではないかと考えてございます。

「(エ)」の「コールセンターの設置」でございいます。これについては、調査方法の多様化に伴い、市町村事務が今回非常に煩雑化するということの負担軽減を図るものであり、適当ではないかと考えてございます。

次に、「公表時期の変更」でございいます。これは、先ほどの「集計事項」のところでも少し御説明しましたけれども、「人口速報集計」の公表時期を延伸するというものでございます。これは従来、調査年の 12 月に「人口速報集計」を公表していたのでございますけれども、今回は、調査年の翌年の 1 月から 2 月、およそ 1 ~ 2 か月遅れるという計画になってございます。

もう一点、「産業等基本集計(第 2 次基本集計)」、従来の「第 2 次基本集計」でございいますけれども、これについても、従来は調査年の翌々年の 1 月に公表していたものを、調査年の翌々年の 4 月に変更し、およそ 3 か月程度、延伸する計画になってございます。

これについて、まず、前者の「人口速報集計」につきましては、先ほど「集計事項」のところでも少し申し上げましたが、調査方法の変更の関係で、集計の方も 1 ~ 2 か月程度遅れるということになってございます。

また、「産業等基本集計(第 2 次基本集計)」の関係でございいますけれども、これも従来は、産業大分類の格付けを市町村で行っていただいていたのですけれども、市町村事務が余りにも過多になるということで、これを統計センターの方に事務主体を移すことに伴うものでございますので、これについてはやむを得ないものではないかと考えてございます。

また、「公表時期の早期化」ということも行われていまして、「職業等基本集計(第 3 次基本集計)」、従来の「第 3 次基本集計」でございいますけれども、これについては、調査年の 3 年後の 2 月に公表を行っていましたが、調査年の翌々年の 11 月に変更し、およそ 4 か月程度の早期化を図るものであり、これについては適当ではないかと考えてございます。

次に、「使用する統計基準」でございいます。6 ページになります。

国勢調査では、日本標準職業分類と日本標準産業分類を活用する予定になってございます。日本標準職業分類につきましては、まだ統計基準として設定されてございませんけれども、現在、統計委員会において、統計基準としての設定を審議中でございまして、8月には答申がいただけるのではないかと考えています。

このうち、日本標準産業分類の関係でございます。日本標準産業分類は平成19年の改定の際に、「卸売業、小売業」という大分類の下の中分類に「無店舗小売業」というものが追加されています。また、中分類の下の小分類に「管理、補助的経済活動を行う事業所」というものが追加されています。これらの分類については、個別に表章しないということが今回予定されてございます。これらの分類による表章を行うためには、詳細な情報を把握する必要があり、新たに調査事項を設けなければならないということがございます。限られた分類を行うために、新たな負担をかけるのかということをお断りいたしまして、「無店舗小売業」等の分類の集約は、やむを得ないものではないかと考えてございます。続きまして、「重複の範囲の合理性の観点」でございます。

国勢調査には、住宅と雇用等に関する調査事項が含まれてございますけれども、本調査については、人・世帯に関するもっとも基本的な統計調査であるということと、各種の住宅、雇用に関する標本調査の母集団フレームとして利用されているということがございます。これらを勘案しますと、重複している事項については必要最小限の事項に限定されているのではないかと判断いたしまして、この重複は合理的な範囲と認められると考えてございます。

「(2)」の「『公的統計の整備に関する基本的な計画』との整合性」でございます。これについては、平成22年に実施する国勢調査については、直接の指摘事項はないということになってございます。

「(3)」でございますけれども、これは、平成17年の国勢調査のときに、当時の統計審議会から出された答申の中の今後の課題に対する対応状況でございます。

「ア」の「調査事項等」でございます。「(ア)」の「調査事項の在り方の検討・研究」でございます。これについては、先ほど御説明させていただきましたように、「従業上の地位」の把握方法の変更、「家計の収入の種類」の削除等、所要の対応はなされていると考えてございます。

「(イ)」の「社会福祉施設等における世帯のとりえ方等の検討」ということでございます。これは、前回答申の中で、社会福祉施設における世帯のとりえ方を検討することが指摘されていまして、当時、老人ホーム型マンションやグループホームなどのような多様化が見られてきたということで、社会福祉施設のとりえ方を検討する必要があるのではないかと御意見をいただいていたのでございますけれども、今回はそれに対応されていません。

これにつきましては、国勢調査の結果が他の標本調査の抽出フレームとして使われているということがありまして、国勢調査のみ単独で定義を変更することは難しいのではないかと、また、この国勢調査の中だけでみても、社会福祉施設の定義のみを変えることとした場合、集計全体の整合性が確保できないのではないかと、3番目とし

て、各府省や地方公共団体等から行政的なニーズが特になかったということですので、今回対応していないということは、やむを得ないのではないかと考えてございます。

次に、「調査方法」の「多様な調査方法の導入等の検討・研究」でございます。これについては、先ほども御説明しましたように、郵送調査の併用やインターネット調査の併用等を行うということもございませし、また、外国人に対する調査方法につきましても、「国勢調査関係者会議」において、外国人を支援するNPO等とも意見交換を行っているということで、所要の措置はとられているのではないかと考えてございます。

「行政記録情報等の活用」につきましても、先ほど御説明しましたように、住民基本台帳等の活用の根拠を明確にするという措置がとられています。

それから、前回答申の課題では、オーダーメイド集計が国勢調査で求められていましたけれども、現在、平成7年、12年、17年調査について、オーダーメイド集計に対応してございます。平成22年調査についても対応が予定されています。

以上が審査メモの概要でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

以上の「審査メモ」につきましては、統計法において承認の基準として示された三つの視点に沿って、今回の調査計画の審査の方向性を整理していただいておりますが、部会では、より効率的に審議を行うために、「調査事項」、「調査方法等」、「集計事項」等のまとめりに、関連する視点から見て、適当かどうかを議論していきたいと思っております。

そこで、審査メモに挙げられた事項を「調査事項」、「調査方法等」、「集計事項」、「その他」のまとめりに整理した大きな1枚紙の「平成22年国勢調査に関する審議事項一覧」というものがございます。それをお手元にお配りしておりますので、ここで整理した事項の順番に審議を行っていききたいと思います。また、審議の中で、皆様方からいただいた御意見、御質問のうち、調査実施者において本日回答できないものがあれば、次回部会までに整理していただき、回答を行っていただくということにしたいと思います。

そこで、「審議事項一覧」の順番に沿って、「調査事項」、その後「調査方法等」という順番で議論を進めたいと思っております。

それでは、「調査事項」について審議を行います。

まず、一番左上にあります「雇用形態の区分の変更について」でございます。詳細は、調査審議メモの2ページ、6ページにありますので、そこを見ながら議論していただきたいと思っておりますが、調査実施者から、何かこれについて説明しておくことがございますか。どうぞ。

千野総務省国勢統計課長 我々の考え方は資料3にまとめてございます。これについては細かく御説明はいたしません、ただ一つだけ、資料3の最後のページに「調査事項の選定の考え方」がありますので、これを手短かに御説明させていただきたいと思っておりますが、今回、調査事項を選定するに当たりまして、いろいろな視点がございまして、我々、こういうふうな視点を基に検討を進めてまいりましたというものです。

まず、第1に、国勢調査は「人口・世帯の基本となる統計」でありますので、その基本となるような調査事項になっているかどうかということです。

二つ目として「ニーズへの対応」が必要です。その中には、具体的に五つくらいニーズがあると考えています。一つは政策・研究等の具体的なニーズがあるかどうか。二つ目として、全数調査ですので、全市区町村、又はそれより小さな小地域統計の必要性があるかどうか。三つ目といたしまして、代替統計、ほかの統計や行政情報から得ることができないかどうか。四つ目、データの継続性ということで、相当のデータの蓄積がなされているかどうか。五つ目は、法令において利用の規定がなされているか。こういった観点からニーズについて検討しました。

それから、もう一方で「正確性の確保」ということで、幾らニーズがあってもきちんと記入していただかなければ、的確なデータは提供できないということで、まず第1に、統計の正確性ということで、記入者が正確な回答を記入できるような調査事項になっているかどうか。2番目として、意識調査的な調査事項ですと、統計とはちょっと違うものになってしまうので、事実を客観的なものとして聞いているかどうかといった観点です。

四つ目として「国民負担への配慮」ということで、まず第1に、記入者の心理的負担が過度に大きくないか。2つ目が物理的な分量、労力が多大ではないか。3番、4番、費用、実査・集計上の負担ということで、コストが過度に大きくならないかどうかという視点です。

それから、その他といたしまして、国連勧告との関係、母集団情報等の必要性の観点から検討してまいりました。

それで、個々の調査事項についてですが、雇用形態の区分の変更につきましては、資料3の1ページ目にございますが、下のところに、現行、改正案と書いてございますが、このとおりでございまして、現行のところの「雇われている人」の区分では「常雇」、「臨時雇」となっていますが、それが下の改正案では「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」と区分してございます。内容につきましては、先ほどの御説明のとおりでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、この件について御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。どうぞ。

廣松委員 資料3の一番下の段落、「なお、派遣労働者については」というところですが、今回派遣先の状況を記入していただく。その下のところで、「これらにより、派遣元ベースと派遣先ベースの双方の産業構造を明らかにすることが可能となる」という御説明ですが、ここで言う「派遣元ベース」のデータはどこからとることになるのでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 「雇われている人」の「労働者派遣事業所の派遣社員」につきまして、呼称ではなくて、左の説明文のところに書いてございますが、労働者派遣法に基づいて働いている人、法律に基づいた概念です。これは産業分類上の労働者派遣業と一致します。ここに記入した人は派遣元として、労働者派遣業をとらえるということになります。したがって、こちらの方で派遣元ベースの産業構造を集計することができます。

廣松委員 そうすると、派遣先の方はどのようにとらえるのですか。

千野総務省国勢統計課長 派遣先は、調査票の実物を見ていただいた方が早いかと思えます。調査票の第2面の調査事項13欄に「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」と

ございますが、その説明文の三つ目の説明文を見ていただきますと、「労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の状況について書いてください」とあります。したがって、こちらの事業の内容で集計すると、派遣先ベースの産業構造がとらえられる。一方、その上の12欄で「労働者派遣事業所の派遣社員」にマークした人については「労働者派遣業」に分類して、派遣元ベースの産業構造が把握できるという形で考えています。

廣松委員 分かりました。

阿藤部会長 よろしいですね。ほかにございますか。

野村委員 このときの派遣先の就業というのは、単数ではなく複数であるということも可能性としてはあると思いますが、そのような場合の書き方はどうなるのでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 就業については9欄からつながってきていまして、お手元の調査票は第3次試験調査のもので、6月5日となっていますが、本調査では、10月1日の前1週間にしていた仕事についての設問でございます。平成22年9月末1週間の仕事について記入していただくような仕組みにしております。アクチュアル方式のとらえ方でございます。

野村委員 アクチュアルに1週間の中で、週三日はA社、週二日はB社というように、派遣先が二つ以上あるという可能性があると思いますが。

千野総務省国勢統計課長 その場合は主な仕事、具体的には就業時間が長いものを、主なものとします。

野村委員 「調査票の記入のしかた」には書いてありませんよね。

千野総務省国勢統計課長 「調査票の記入のしかた」12ページに、例えば「13勤め先・業主などの名称」の三つ目の「・」ですが、二つ以上の事業所・工場・店などで仕事をしている人は、主に仕事をしている方の事業所、具体的には仕事をした時間が最も長い事業所で記入することになっています。

阿藤部会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、「雇用形態の区分の変更」については、資料3のところに図がありますけれども、改正案のように、「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」という形に「雇われている人」の区分を変えるということで、一応この場で御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、次の項目に移ります。

5歳未満の子供の出生地の把握についてでございます。これに関連しまして、「5年前の住居の所在地」に関して統計委員会において意見が出されていますので、調査実施者から御回答をいただいた上で議論を行いたいと思います。

千野総務省国勢統計課長 それでは、5歳未満の子供の出生地についてですが、資料3で言いますと、2ページ目でございますが、地域別の将来人口の推計がより正確にできるようということでございます。それから、それとは別に、資料2に統計委員会が出された意見に対する回答がございます。

「5年前の住居の所在地」というところですが、市町村合併があった市町村について、

5年前の住居としてどちらをベースに回答してもらうのかということです。行政における利用ですとか、あるいは記入の混乱がないようにということを考えて、調査時点での市町村境域における移動の状況を把握することにしています。したがって、平成22年10月1日現在の名称、合併した市町村であれば、合併後の名称で記入していただくことにしています。

この点につきましては、現在、「調査票の記入のしかた」にそのような記述がございますが、調査票にはその説明が何もございませんので、場合によっては調査票の説明文の方にもそのような説明を書くことが必要なかどうかということについては検討したいと思っています。

以上です。

阿藤部会長 ただいまの「5年前の住居の所在地」という項目全体の書き方としては、合併後の名称を記載いただくということなのですね。

千野総務省国勢統計課長 5年前に住んでいた場所が、22年10月現在で何という名前になっているかということを入力することです。

阿藤部会長 そういう形で答えてもらうということでございます。

そのことと、5歳未満の子供の出生地の把握の追加について、御議論願いたいと思います。早瀬専門委員どうぞ。

早瀬専門委員 まず、「5年前の住居の所在地」で、「平成の大合併」後の住所で答えるということですが、もし新しい名称を答えた場合、「平成の大合併」以降の方は市区町村が少なくなっていると思うのですけれども、どうやって把握されるのか、その辺が分からないので教えてください。

千野総務省国勢統計課長 旧住所での集計ということですか。

早瀬専門委員 はい。

千野総務省国勢統計課長 この部分につきましては旧住所の情報がございませんので、新住所だけの集計になります。

早瀬専門委員 ということは、今までの平成17年国勢調査では非常に細かい分類になっているわけですね。出生地の話ではなくて、移動のことに関連するのですけれども、前の調査との連続性という意味で、市区町村が今回は少なくなるわけですが、その辺の連続性というのはどのように考えていらっしゃるのか。新しいので集計するということは、前の状況は見られないということでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 5年前の常住地につきましては、旧市町村の情報は得られませんので、接続を考えると、逆に平成17年調査の結果を新市町村に組み直して、それで平成22年調査の結果と比較するという方法はあるかと思います。

阿藤部会長 どうぞ。

津谷臨時委員 前回出ていけませんので、同じことをここでまた言うかもしれないのですが、5年前の常住地ですが、平成22年10月1日の時点で答えるということですが、5年前はそうではなかった場合が大合併でたくさん出てきているわけですね。そうすると、移動してしまった場合、昔住んでいたところが現在何と呼ばれていたかというこ

とを、移動した方は知る必要があるということなのではないでしょうか。いろいろ新しい、南アルプス市とか、いろんな名前が出てきていまして、例えば5年前に、全く違う所、全く違う県に住んでいらした方がもう一回調べ直すということでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 正確に記入していただくために、調査票設計上はやむを得ずそうなっていますが、仮に間違っただけで旧市町村を記入してしまったとしても、こちらの方で変換できますので、集計の段階では正しく集計することはできると思います。

津谷臨時委員 何をおそれているかということ、確か合併したらしいけど、分からないという場合に、ここを飛ばしてしまっただけで書かないということですか。きちんと書いてくれればいいのですけれども、要は、5年前が今どうなっているのかということを出しても、分からないといった場合に、まだ一つ飛ばすだけならいいのですけれども、回答自体をやめられてしまうのではないかと考えます。なぜかということ、手間ということと、思い出すだけではなくて、その後の変動をある意味知らなければいけません。これを全部リストにして、旧市町村について、今の名称がどのようになっているのかということ、1,000を超えるものですから、おそらくそれを印刷して書くことはできないだろうし、それをもらっても、それを探さなければいけません。自分がもし回答者であれば、ここで引っかかってしまうのではないかと考えます。一言、もし困難な場合は、その当時の名称で結構ですということを書いてしまうというのはどうでしょうか。後でかえって仕事を増やすということになるかもしれないのですが、無回答となること若しくはここで回答をやめてしまうということを防ぐためには、一言、そういうふうに回答者の負担を軽減するという意味でも、書いた方が回答率全体を上げていくのではないのでしょうか。先ほど「こちらで変換をいたします」と、そこまでは言わなくてもいいのですけれども、「分からない場合は旧名で結構です」と一言書いておかれればいかがかなと思います。

千野総務省国勢統計課長 おっしゃるとおりだと思います。全世帯に配る「調査票の記入のしかた」を御覧いただきますと、「調査票の記入のしかた」の5ページが、5年前にはどこに住んでいましたかについての説明になっています。市町村合併に関する説明がかなり入っていて、その中で、一番下が5歳未満の子供については、生まれた当時の場所について記入してくださいという説明です。下から二つ目が今の御質問の場合なのですが、「現在の名称がどうしても分からない場合は当時の名称を書いてください」としています。これによってできる限り正確な結果が集計できるようにしたいと思います。

津谷臨時委員 これはもちろん書いてあるのですが、これをどれぐらいの人が読んでくれるのでしょうか。私たちはその大事さが分かっていますので、もちろんこれをきちんと読みます。ただ、場所がないという問題があって、4名連記から3名連記という問題も先ほど出ていましたが、きちんとこれを全部くまなく読んでくれるような方なら、おそらく余り心配はないのですが、できれば、そこに読めるようにしておければ最良かなと思います。難しいことは分かっていますけれども。

井上専門委員 今の関連について、人口移動の専門の観点から少し申し上げたいのですが、まず、被調査対象者、つまり、調査を受ける人間にとって、5年前の常住地と聞かれたときに、慣れ親しんだ、自分で住所を書いた地名を憶えているものだと思います。

そうすると、ただでさえ5年前というのはよく分からないのに、更に現在の合併後の名称を書かせるのを原則とするよりは、むしろ当時の住所を書かせる方を原則とした方が、混乱が少ないような気がします。人口移動の観点からしますと、ほかの集計は確か2000年、2005年ベースの市区町村に合わせるということをおっしゃっていたと思いますけれども、人口移動だけ、合併後の市区町村のみ集計されるというのは、データが粗くなりますので、できれば合併前の市区町村単位の移動が把握できた方が、データを集計する分析者にとっても非常にメリットがある。それから、今の調査を受ける方にとっても、旧住所の方がより把握されやすいのではないかと、二つの観点から考えますと、原則を変えた方がいいような気がします。

千野総務省国勢統計課長 そこは両面あると思います。旧住所の方が書きやすいということと、5年前ですので、現住所の方が分かりやすいということもあると思いますが、現住所を原則にしておきますと、旧住所で書いた場合でも現住所ベースで集計することができますが、旧住所を原則にしたときに、現住所と旧住所が混ざっていると、そういう集計はできなくなるということです。また、これからの行政利用なども考えますと、行政区分ごとの利用になるということを考えますと、新住所での集計というのは必須だと思っていますので、それができるような形で、なおかつ、旧住所もとらえられればいいのですが、それは調査票設計上難しいかと思っています。

井上専門委員 たびたび申し訳ないのですが、少なくとも旧住所単位で書かれていけば、新住所には集計できるわけですが、逆はできないわけです。新住所で答えられてしまうと、旧住所を追うことはできないわけですが、少なくとも旧住所の情報があれば、新住所には統合できるわけですから。合併しているわけですから、逆ができないわけですから、なるべく旧住所で書いていただいた方がその後の行政単位の集計も可能だと思います。

千野総務省国勢統計課長 両面あると思います。例えば、旧住所が分かりづらい例といたしまして、この間、政令指定都市になったところにつきましては、新しく区ができます。その場合、新行政区ごとに集計することとなり、5年前の住所が問題となりますので、そこは検討させてください。

阿藤部会長 では、次回までの検討事項とします。

奥野総務省国勢統計課統計専門官 私どもが心配しているのは、例えば市町村合併によって政令指定都市になったようなケースがございます。国勢調査の集計については、先ほど申しましたとおり、現在の市町村区域での集計をベースとしています。例えば新潟市など、最近、政令指定都市になった市がございますけれども、その市が当時は一つの市であったわけがございますけれども、これが市町村合併に伴って政令指定都市になったことで、幾つかの区に細分化されるわけがございます。集計の方は、先ほど申しました調査時点での集計となりますので、区ごとの集計をしなければなりません。このようなことから、我々としては現在の区を書いていただかないと、集計ができませんということです。例えば、合併前の新潟市と書いてしまったら、新潟市のどこの区に属しているかという情報がなくなってしまいますので、現在における新潟市の区別の集計ができなくなってしまいま

す。先ほど申しました記入の話もございませし、また、現在の行政区域での集計をメインにしていますので、現在の名称で記入していただくことにしないと、集計全体が崩れてしまうということになります。したがって、ここはいろいろ御指摘はありますけれども、現在の市町村区域での集計をするためには現在の名称で書くということしかないと考えます。

阿藤部会長 調査実施者からの御説明ですが、新潟市にほかの市町村が合併して政令指定都市になったという場合に、もともと新潟市にいた人については、そのときは現在の区というのではないわけだからということですか。

奥野総務省国勢統計課統計専門官 そうです。新潟市に住んでいて、もし転居しなければ、市町村合併があったとしても転居していませんので、それは現在と同じ住居ということになるわけでございます。例えば市内の区間での転居があったときには移動ととらえるべきでございます。現在の市町村名でA区からB区の移動というように書いていただかないと、人口移動を把握することができません。旧市町村での記入となった場合には、移動なしということになってしまいかねませんので、我々としては現在の名称で書いていただきたいと思っています。

阿藤部会長 調査実施者からの御説明ですけれども、まだ御不満が大分ありそうなので、次回もう一回観点を整理して審議を行うこととします。

井上専門委員 少しまだ意見はあるのですけれども、こればかりだとあれですね。

阿藤部会長 時間の関係もありますが、今の点ですか。

井上専門委員 今の点です。要するに、それは新潟市の場合、新しく政令指定都市になった場合は、かえって移動が消えてしまうのですけれども、合併した方は、むしろ新住所にすると移動が消えてしまうわけです。逆に。だから、一長一短だと思います。どちらの移動をより重視するかということなのですから、区内の非常にローカルな細かい移動というのは、従来からほとんど把握されていなかったということですから、新潟市の細かい市内移動よりは、移動の観点からしますと、合併で大きくなった高山市のような、非常に巨大な市になってしまっ、中の移動がよく分からなくなってしまう市の旧町村間の移動の方が、移動の研究をしている人間からしますと、そういうデータの方が欲しいなというところがあると思います。だから、一長一短なので、どちらを優先するかということは、なかなかここで判断できないと思います。

千野総務省国勢統計課長 分かりました。行政利用を考えますと、現在の行政区域で行政をやっていますので、現在の集計が必要ですが、その一方で学問的にもう少し細かいものが必要だということになりますと、旧市町村ということになります。実際、調査票設計上の制約もありますので、考え方は次回に整理したいと思います。

津谷臨時委員 5歳未満の子供の出生地についてよろしいでしょうか。一番下の改正案のところで、「平成 年 10月1日より後に生まれた人は、出生当時ふだん住んでいた場所を記入してください」とありますが、これは「母親が住んでいた場所を記入してください」と言った方がよいのではないのでしょうか。「調査票の記入のしかた」のところには、「生まれた当時母親がふだん」ときちんとして書いてあるのですが、「調査票の記入のしかた」をきちんとして読んでくだされば問題はないのですけれども、読まない人が相当いるとい

うことを考慮すると、調査票にスペースもありますし、「母親が」というのは3文字ですので、調査票に入れられたら、よりよろしいのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

嶋崎専門委員 こちらには入っていますが。

千野総務省国勢統計課長 これは第3次試験調査の調査票ですので、最終的な調査票は、資料3にありますとおり、「母親」という文字は入っていません。

津谷臨時委員 だから、今見せていただいたときには落ちているので、こっちが最新ですよ。

千野総務省国勢統計課長 はい。

津谷臨時委員 括弧の中に入れると、確かにすごくワーディになって、ものすごくごしゃごしゃして、かなり小さな字ですし、読みにくいのですが、ここでしたら、「母親が」という3文字を入れたらいかがと思ったのですが。

千野総務省国勢統計課長 調査票にはポイントを書くということと、国勢調査は全数調査ですので、いろいろな方がいらっしゃるって、母親がいらっしゃるなどセンシティブなところがありますので、余り機微に触れる部分は避けて、なおかつ正確に書けるかということで、「母親が」というところは落としています。落としても、これで紛れることはないだろうと判断しています。

津谷臨時委員 ただ、「出生当時ふだん住んでいた」というと、生まれた子供ともし解釈すると、生まれたばかりですから、「ふだん住んでいた」というのは、ちょっと奇異に感じます。余りこういうことを深く考えて、文字どおり意味を熟考する回答者はそんなにいないので、こだわる必要はないのかもしれないのですが、特にお産のために実家に帰ることもあることを考えますと、もし自分が答える立場でしたら、例えば3か月なら3か月、半年なら半年ということで実家に帰っていた場合に、ここをどう答えるのかなと思います。今回、新しく導入される質問ですので、このワーディングが今後とも踏襲されていくことを考えると、慎重に考えた方がよろしいのではないかと思います。大変いいアイデアだと思いますので、これについて少しお考えをお聞かせください。

千野総務省国勢統計課長 確かにここはもともと概念が難しいところで、我々も大変苦労して、いろいろな案を考えた中でこういう形になっています。国勢調査の概念ですが、「調査票の記入のしかた」の最初の2ページにございますが、国勢調査は「ふだん住んでいる」という概念で把握しています。「ふだん」というのは、3か月以上住んでいるということで考えますと、生まれたときに、細かく言うと、3か月以上実家にいたのか、それとも未満なのかということになります。そんなところまで調査票には書き切れませんので、ほかのところと同じように、「出生時」ではなくて、「出生当時」ということで長めのニュアンスを出して、病院で子供を生んだから病院の住所ということではなくて、「ふだん住んでいた」という書き方をしておけば、常住概念に少しでも近い書き方をさせていただけるだろうと考えています。更に正確な記入をしていただくために、「調査票の記入のしかた」を見ていただくということで、今現在、我々が考え得るベストの説明文ではないかと思っています。

嶋崎専門委員 確認をさせていただきたいのですけれども、御提案では、調査票の方には「ふだん住んでいた場所」で、括弧書きなしで記載し、「調査票の記入のしかた」については、第3次試験調査と同じように「ふだん母親が住んでいた」ということを注意書きを記載するという御提案でしょうか。あるいは、私は、括弧書きで「ふだん母親が住んでいた」というところに非常に違和感を覚えましたので、「ふだん母親等と」のような注意書きだけでも記載した方がいいのかと思います。津谷臨時委員とは反対の意見、印象ですけれども。

千野総務省国勢統計課長 「調査票の記入のしかた」は、第3次試験調査の調査票に連動した書き方になっています。第3次試験調査では、調査票で「母親がふだん」と記載していますので、「調査票の記入のしかた」も「母親」と記載していますが、本調査では資料3にございますように、「母親」という言葉を抜いてございますので、「調査票の記入のしかた」も「母親」という言葉がおそらく入らない形で作ることになるかと思います。その代わりに、「調査票の記入のしかた」に、「生まれた病院」の例がありますが、3か月以上の場合はその病院とするというように、紛れのない説明はきちんと書いた上でということになると思います。

阿藤部会長 いかがでしょうか。津谷臨時委員、嶋崎専門委員は、「母親」という文言にこだわりますか。

津谷臨時委員 出生当時というワーディングとすると、必ずしも両親一緒にいない場合があるからです。ただ、「等」とすることには反対です。お役所の文書には「～等」というのをよく書くことは承知していますけれども、もし私が一般の回答者でしたら、できる限りあいまいにしない方がよいと思います。混乱を与えてしまってはいけないと思います。答える側の解釈によって変わってしまうというのはできる限り最小限にしないといけないと思っていて、私の個人の意見といたしましては、括弧の中には、多くの言葉があって大変読みにくいのですが、「ふだん母親が住んでいた場所」と記載されていると、私としてはより答えやすいと思います。「出生当時ふだん住んでいた場所」というのでは、「誰のことなのだろう」と思います。私としては、「出産当時」とすると、産む側という意味がもう少しクリアに伝わるかと思います。生まれたての乳飲み子ですから、「出生」というと、その子が生まれたときには、おそらくお母さんが必ず一緒にいるでしょうから、子供のいる場所は、すなわち母親のいる場所ということになると思います。いろいろ考えますと、これでいいのかなと考えながらも、そんな特殊なケースを想定してまで考えなくてもいいのかなと思いつつも、「出生当時、母親がふだん住んでいた場所」とする方が私としては分かりやすいと思っています。お父さんと一緒にいなくて、お母さんだけが実家に帰って、出産してしばらくいるということは、統計を持っているわけではないのですけれども、割に今でもよくあることではないかなと思つたので、発言させていただきました。これでやってみるといふのであれば、お話を伺っていると、それでいいのかなという気もいたします。

阿藤部会長 「生まれた人は」というと、赤ちゃんの方が主語になっている感じがするので、少し気になる文章かもしれません。

津谷臨時委員 自分としては、本当に素直に読むと、そのように読めると思います。

千野総務省国勢統計課長 ここは、現在地ベースであれば、そういう書き方もあると思いますが、常住地ベース、3カ月ベースですので、あくまでも、赤ちゃんですが、主体は本人になります。したがって、その母親と仮に最初の3か月違う所に住んでいたときには、母親ではなくて、その赤ちゃんが住んでいたところを把握するというのがこの趣旨です。

津谷臨時委員 では、この質問の意図は、子供を主体に、3か月という規定を設けて、その子供が生まれたときに、ふだん3か月以上住んでいた場所を知りたいということですか。

千野総務省国勢統計課長 そうです。出生当時、ふだん住んでいた場所ですので、母親とは厳密に言うとは違うということになります。

津谷臨時委員 分かりました。

阿藤部会長 早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 今、「母親が」というのを入れた方がいいのか悪いのかということで議論になっていますけれども、通常、出産前、2か月以上前に実家に帰るというケースはあると思うのですね。むしろ、かえって「母親が」と入れてしまうと、実家を書いてしまうという、混乱を招く感じもちょっとあるのですね。出産の場合、普通は直前に実家に行くのではないと思います。

津谷臨時委員 それでしたら、例えば出産の2か月前に実家に帰るような場合には、実家を書くことになるのではないのでしょうか。

早瀬専門委員 本来の意図は、5年間に夫婦で子供を産む前にいたときの住所ということではないのですか。

津谷臨時委員 そうなのですか。

阿藤部会長 実家にいるというのは本当は関係ないのでしょうか。生まれてからの話なのですから。

津谷臨時委員 分かりました。

早瀬専門委員 そういう意味では「母親」と入れない方が私はいいと思います。

阿藤部会長 「調査票の記入のしかた」には何も書かないことになるのですか。

千野総務省国勢統計課長 いえ、3か月要件ですので、3か月以上住んでいた場所又は3か月以上住む予定の場所となります。今の「調査票の記入のしかた」でも、病院に3か月以上いた場合は、その病院としますと書いてありますが、こういう説明を書くことになると思います。

阿藤部会長 どうぞ。

津谷臨時委員 では、先ほどの早瀬専門委員のコメント、ありがとうございます。ただ、もしそうだとすると、例えばお子さんが生まれてから3か月ということですよ。生まれる前は含まないと。だから、出生後の期間で3か月以内というように、きちんと「調査票の記入のしかた」にお書きになるということなのでしょう。

千野総務省国勢統計課長 そのようなことも踏まえて、「調査票の記入のしかた」を検討したいと思います。

阿藤部会長 それでは、5歳未満の子供の出生地を把握するかどうかということについては、別に反対は全くなくて、むしろ積極的な御意見が前回もありましたけれども、むしろその書き方というか、文面をどうするか。「調査票の記入のしかた」でどういうふうに説明するかということで、御説明があったような趣旨に沿うように、誤解が起きないように、なかなか難しいですけれども、工夫をしていただきたいということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、「家計の収入の種類」の削除についてでございます。

これについては何か御説明はありますか。

千野総務省国勢統計課長 これについては、先ほどの御説明のとおりです。

阿藤部会長 それでは、御自由に御意見、御質問があれば、どうぞ。

廣松委員 この件に関しては今まで余り議論にならなかったようですが、資料3の3ページの説明等を見ると、この調査事項の役目は終わったという理由になっているようですが、確かに昭和35年当時の必要性和、現在の時点におけるこの項目の必要性という意味で言うと、その他の項目の方がいろいろ必要になっていることは事実だろうと思いますので、私個人は、今回の廃止ということに関してはやむを得ないと判断をします。

阿藤部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。井上専門委員、何かありますか。

井上専門委員 いえ。

阿藤部会長 それでは、これについて特に御意見がないようでしたら、ほぼこの項目の国勢調査における役目は終わったということで、削除するという御了解いただいたという結論にしたいと思います。

それから、5番目には「就業時間」の削除でございます。これについては統計委員会においても意見が出されていますので、調査実施者から回答をいただいた上で議論を行いたいと思います。

千野総務省国勢統計課長 それでは、統計委員会における意見等への回答については、資料2になります。資料2の1ページの二つ目のところですが、「就業時間」について利用がないという判断をされたのかどうかという御意見ですが、その答えですが、国勢調査は、すべての調査事項について、一定の利用がなされていまして、「就業時間」につきましても、当然これまで利用はなされてまいりました。ただし、各府省、地方公共団体に対しましては、文書で利用状況等を照会したのですが、例えば国民経済計算では全国ベースの「就業時間」を使っているというように、他の統計調査、他の統計結果からも把握できるような利用の仕方であったということから、削除しても問題ないと判断したところです。

これに関連しまして、2ページは、ずばり「就業時間」についてはどこかの段階で把握する必要があるのではないかとということですので、ここに考え方の全体をまとめてございますので、これについては御説明したいと思います。

「就業時間」につきましては、平成12年調査に追加になりました。そのときは、正規・非正規をとらえるために、雇用契約期間である「常雇」、「臨時雇」と「就業時間」

を組み合わせることで非正規の状況を把握しようということだったわけです。

しかし、その後、いろいろな統計調査で「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト・その他」、「労働者派遣事業所の派遣社員」という呼称を中心とする区分が定着してまいりました。それによりまして、今回、国勢調査では「常雇」、「臨時雇」に代えて、呼称を中心とする区分に変更する。これによって、組み合わせで活用されていた「就業時間」も廃止することにしたということです。

また、「就業時間」につきましては、いろいろな統計調査で把握されていまして、世帯を対象とする統計調査では、例えば労働力調査、就業構造基本調査、このほかにも社会生活基本調査等、幾つかございます。事業所・企業を対象とする統計調査でも毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査、その他多くの統計調査で把握されていますので、国勢調査での把握を取りやめたとしても、ほかの統計情報によってデータは確保されているということです。

「実際」というところで、先ほど御説明した国民経済計算の例が書いてございます。

「さらに」ということで、もう少し細かい事情で申しますと、今回、郵送提出の導入に伴いまして、国勢調査の調査票の大きさが若干小さくなっているということがございますので、利用の実態、統計情報の代替性を踏まえて、紙面の小型化に対応する必要があるという事情がございます。

更に言いますと、国勢調査につきましては、国連勧告があります。国連勧告というのは、全世界に対してのものでありますので、それをそのまま実施している国というのはありません。国連勧告の中で「就業時間」につきましては、コアな調査事項ではなく、アディショナルな調査事項であるという整理をされていますので、国連勧告との関係でも、この廃止は問題ないということになるかと思えます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これについて、御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

野村委員 就業時間そのものの把握というのは重要なことだとももちろん思いますけれども、5年おきの国勢調査という中で把握できるという意味は、ベンチマークとしての役割ということになると思います。もちろん、就業者数は重要でありますし、経済センサスの関係もありますが、就業時間に関しては、むしろ変動をとらえることが重要です。就業構造基本調査は5年おきにとらえています。労働力調査等ほかの統計調査もある中で、ここで国勢調査の中で断念せざるを得ないということは一つの決断なのだろうと、私は個人的には思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

廣松委員、どうぞ。

廣松委員 私も野村委員の意見に原則賛成なのです。ただ、現在の社会状況といいますが、社会的な関心事という視点から言うと、平成12年調査から追加し、平成17年調査、平成22年調査と、3回分のデータがとれると、それはそれなりに意味があるデータになる気がします。この項目の利用の状況や、代替情報の入手の可能性、調査票の小型化等の理由でやむを得ないと思いつつ、やはり削減するのは惜しいというのが率直な感想です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

ほかの方で御意見は。早瀬専門委員。

早瀬専門委員 今回の国勢調査で、今回貴重な情報が削除されるのが多くて、それ自身は非常に残念だと思います。個人的には、高齢者には多様な収入があるので、「家計の収入の種類」も把握した方が本当はいいと思いますけれども、いろいろな理由があり、ほかの調査でもとれるということで、やむを得ないと思います。戻すことが可能であるのならば、もちろん入れた方がいいのですけれども、ほぼ決められたことですから。特に女性の就業と出生などの関係でも、就業時間というものはすごく重要な要素であるので、本来は必要だと思います。

阿藤部会長 津谷臨時委員、どうぞ。

津谷臨時委員 早瀬専門委員がおっしゃったように、私も大事な情報では確かにあると思います。例えば、これも時期を限定して、この1週間に何時間ということですので、育児休業中の人については、雇われてはいるわけですが、就業時間はゼロということになったりしますし、常勤、正規雇用でもどれぐらいの時間働いているのかということもあります。「就業時間」は変動が非常に大きいとは思いますが、国勢調査は全数調査で基幹統計調査であるということを考えると、もう少し就業とか雇用については、それを目的とした調査に譲って、そちらの方で拡充をしていくことが適当ではないかと思います。特にこの事項は働いている人だけが対象になってきますので、子供や高齢者という方たち全員を調査する国勢調査からこれを削除するという判断については、私もやむを得ないものであると考えます。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、就業時間につきましては、重要性、ニーズの高さ等は認めるとしても、国勢調査で5年に一回、カレントレベルでとらえて、野村委員がおっしゃったように、就業時間というのは結構変動するもので、そういう点では代替調査、特に労働力調査などは毎月行われているので、そちらの方がむしろ有用性が高いという点等、それから、国勢調査では、なかなか就業と家族の問題などが入ってこないわけですから、ただ単に就業だけのデータということになる。重要ではあるけれども、他の項目や紙面の制約ということもあって、今回、削除するという事で御了解いただけたということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、そのような結論とさせていただきます。

それでは、次に、「住宅の床面積の合計」の回答方法の変更についてでございます。これについて、特に調査実施者からの説明がございますか。

千野総務省国勢統計課長 これは、資料3の5ページに現行の調査事項の改正案がございまして、改正案では、基本的に10平方メートル単位で選択肢により選択していただくことを考えています。これは、現行ですと、平方メートルを下一けたまで記入することになっていまして、これは古い家だとなかなか難しいなど、記入しづらいという声がかかりあったところでございますので、記入者の正確な記入、負担への配慮、利用ニーズにも考慮しまして、なるべく、細かい選択肢ということで、今のような改正案で考えています。

阿藤部会長 ありがとうございます。

これについて。どうぞ、嶋崎専門委員。

嶋崎専門委員 このような階級にいただいた方が回答しやすいと思いますが、もう一点、国勢調査で全国の方が対象となりますと、「坪」でしか考えたことがないという方がかなりいらっしゃるのではないかと思います。可能であれば、「調査票の記入のしかた」に、10坪であれば何平方メートルという簡単な目安となるような表があれば、換算しやすいと思いましたが、いかがでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 おっしゃるとおりだと思いますので、「調査票の記入のしかた」にどこまでスペースをとれるかということもございますので、そういった観点から「調査票の記入のしかた」の工夫を考えたいと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

これについては、項目そのものは従来どおりで、回答の仕方は、今までの下一けたまで書かせるということが非常に難しいので、選択肢にするということです。今御意見が出た、坪で考えている方がいるかもしれないということで、その辺については、「調査票の記入のしかた」の方で、もし御考慮いただける余地があれば、御検討いただきたいということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、この件は了解ということにいたしたいと思います。

次に、「審議事項一覧」の右の方へいきまして、重複の範囲の合理性ということでございますが、これについて特に調査実施者から説明いただくことはございますか。

千野総務省国勢統計課長 国勢調査と申しますのは、人口・世帯の基本となる統計でございます。また、例えば就業分野、住宅分野、所得・収支の分野につきましては、それぞれの分野に大規模標本調査がございまして、そちらの方で詳細を把握するという統計体系になっています。したがって、その範囲での重複ということは当然あるわけでございまして、それは合理的であろうと考えています。

阿藤部会長 この検討事項は、調査票全体の項目が他の特に基幹統計調査とどのぐらいオーバーラップしていて、どの程度までであれば許されるのかということです。この程度であればよろしいのではないかと、という御判断なのですけれども、いかがでしょうか。廣松委員。

廣松委員 私もこの範囲ではこの結論でいいと思います。ただ、住宅・土地統計調査の審議のときに、国勢調査の項目、具体的には第3次試験調査の調査票でいきますと、第1面の「世帯について」のうちの(2)から(4)までですが、これらについてはもちろん全数調査ですから、住宅・土地統計調査の場合と違うことは明らかですが、その役割分担に関しては、議論があったことは事実だと思います。住宅・土地統計調査の議論になるのかもしれませんが、両者の役割分担については議論があったということだけ議事録に残しておいていただければと思います。

阿藤部会長 この問題は、統計法に基づき作成された基本計画の中でもたしか項目があ

って、どの時点でしたか、ともかく検討するという事になっていたと思います。国勢調査に関連して、これに特定して議論するのはなかなか難しいので、そういう機会がどこかで設けられるということをご想定してはいますけれども、その中で国勢調査と、特に住宅・土地統計調査との関係で、住宅の項目について議論を整理する必要があるのではないかとごうございます。そういうこともこの部会で議論があったということをご議事録に残すということにしたいと思ひます。

ほかに何かごうございますか。

それでは、重複の範囲の合理性の観点ということは、以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、「審議事項一覧」の一番右端の「調査事項の在り方の検討・研究」については、調査事項の変更と併せて議論しましたので、飛ばしまして、次に、調査方法等の審議に入ります。

廣松委員 その前に一言だけ。先ほど、5歳未満の子供の常住地の件に関して、いろいろ御議論がありました。この部会の審議に間に合うのかどうかは分かりませんが、第3次試験調査において、旧市町村の名称で記載されているケースが、どれくらいあったのか、その情報がもし得られれば、途中経過でも構いませんので、御報告いただいた上で、先ほど、この調査事項の文案に関しては、ペンディングのような形になっていたと思ひますので、その情報を踏まえて検討した方がよいと思ひます。可能であれば、次回以降の部会で情報を出していただければと思ひます。

阿藤部会長 いかがでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 どこまでというのはありますが、回収状況等につきましては報告できると思ひますので、報告できるものについて御説明できるようにしたいと思ひます。

阿藤部会長 次回以降でいかがでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 次回に間に合う分を御説明したいと思ひます。

阿藤部会長 よろしくお願ひします。

それでは、調査方法等の最初に「封入提出方式の全面導入」以下、6項目が挙がっています。これについて質疑を行いたいと思ひます。

調査方法の変更については、統計委員会において意見が出されていますので、調査実施者から手短かに回答をいただきたいと思ひます。併せて資料4についても御説明をお願いします。

千野総務省国勢統計課長 それでは、資料2の3ページ以降が調査方法になりますので、これに沿って御説明したいと思ひます。それぞれの考え方は、先ほど統計審査官室からの御説明のとおりです。資料2の3ページの最初の指摘、全面封入提出とした場合でも、調査票の記入を手伝ってほしいというときにはどうするのかということですが、まず、全面封入にした考え方を最初の「 」で書いてごうございます。調査票提出の際の世帯の心理的抵抗感等をできる限り解消したいということから、国勢調査では、希望する世帯は封入して提出してくださいという方式を採用してまいりましたが、封入提出率というのは回を重ね

るごとに大きく上昇いたしました。平成 17 年調査では 40 数パーセントという率の世帯が封入提出しています。その伸びを考えますと、平成 22 年調査では確実に 5 割を超えるということになるかと想定してまいりまして、これは国民の過半数が封入提出を求めているということだと思っております。

封入提出によりまして、記入不備等の懸念がありますが、一方で、調査員に調査票を見られないということですので、例えば教育については記入に抵抗があると言われていたのですが、封入で調査員が全く目にしないということであれば、きちんと記入していただけるというメリットもございます。それから、調査票回収の際に調査員と世帯との間でのいるトラブルが想定されるのですが、このようなことからトラブルが減少するということも期待されます。こういったことから封入提出方式を全面導入することにいたしました。

御指摘の封入でなく提出したいということですが、そもそも封入提出方式の全面導入は、世帯の要望に応えるためですので、世帯の要望が、封入しないで、記入を手伝ってほしいということであれば、それに応えることが趣旨に叶うということですので、そういった依頼に対しては、今までと同じように応じることにしています。

続きまして、住民基本台帳の利用ですが、これは質問の趣旨は、住民基本台帳の情報だけに頼るのはよくないのではないかと趣旨です。これにつきましては、4 ページの「このため」というところでどういう使い方をするかを書いてございます。調査票が回収された後、市町村に調査票が集まるわけですが、その審査段階におきまして、調査票に不備があった場合、あるいは聞き取り調査によっても確認・補完できないような場合には、住民基本台帳等の行政情報を利用して、調査票の確認・補完を行うということになります。

ただし、データの利用を考えますと、我が国の人口や世帯を居住の実態に即して明らかにすることが求められている。したがって、人口や世帯の把握というのは、実地調査によって行う。常住ベースできちんと把握するということが必要であると考えていますので、住民基本台帳等の利用は、あくまでも記入内容の確認・補完のために使うという考え方でございます。

大前提といたしまして、調査票の未記入や不正確な記入がそもそも生じないように、いろいろな工夫をしていきたいと考えています。

続きまして、統計法第 15 条に基づく関係者に対する質問等ですが、これにつきましては、調査員がこの質問等を行えるのかどうかといった質問ですが、導入の仕方等につきまして、その下の「 」のところで書いてございます。

今回も聞き取り調査は行いますが、聞き取り調査といえますのは、統計法第 30 条、これは関係者に対して協力を求めることができるという規定です。御協力をお願いしますという規定ですが、それに基づいて聞き取り調査を行ってまいりまして、それは今後も行うことにしています。

4 ページ、二つ目の「 」ですが、平成 22 年調査におきましては、世帯から調査票が提出されなかったという場合に、聞き取り調査を従来どおり調査員が実施いたします。聞き取り調査を実施しても、調査票の情報が得られなかった。更に、その後、市町村が審査段階で行政情報を活用して補記しますが、それでもなお、記入漏れ等が十分補完されない

場合があります。このような場合に、統計法第 15 条の規定によりまして、例えばマンションの管理会社等の関係者に質問して、調査票情報を埋めるということを想定しています。したがって、聞き取り調査の後、この関係者への質問等というのがございますので、聞き取り調査と関係者等への質問は、異なる実施者が行う方が実務上効果的であり、円滑であると考えています。

次の ですが、「また、統計法第 15 条の規定による質問等の行使に当たっては」というところですが、これは罰則規定がございまして、公権力の行使に当たるということですので、余り全面に打ち出すということは適当ではなく、慎重な対応、特に最初の適用ですので、慎重に対応することが求められていると考えています。

国勢調査の調査員につきましては、ほかの統計調査と全く違うところは、けた違いの数の調査員を動員しないといけない。ここが一つの特徴です。そのほか、任命期間が短期間である。外国人が任命されることもあるというようなことがございますので、公権力の行使を慎重に行うというためには、調査員ではなく、市町村の職員とすることが適当だと考えています。

なお、行使する人は「市町村の職員等」と説明には書かれてございまして、この「等」には、調査員ということではなくて、例えば都道府県の職員、あるいは総務省統計局の職員が概念上考え得るということから、そういったところも排除しないという意味で「等」が書かれてございます。

なお、その前提として実地調査が適切に行われるように、いろいろな工夫をしていきたいと考えてございます。

それから、最後、封入提出、あるいは郵送提出等に伴いまして、市町村の負担が増えるということは、我々も認識していますので、いろいろなところで負担を軽減する。例えば、従来、産業大分類の格付事務は、市町村において行っていました。これは 6,000 万枚にわたる調査票のすべてについての格付ですが、これを平成 22 年国勢調査では、統計センターで一括して行うということを考えています。そのほか、コールセンターを設置する等、市町村事務が全体として増加しないように配慮したいと思っています。

もう一つ、資料 4 です。これは、事務局の方から説明した方がいいのではないかということで用意したペーパーで、報告義務の周知等について、どういう考え方がということを整理したものです。最初の「 」の 2 段落目、「このため」に、調査対象者が事実をありのまま安心して回答することができるよう、調査実施者に対しては守秘義務を課す。その一方で、報告者に対しては報告義務を課す。統計法には、罰則も規定されている。報告者には報告義務がありますということ。「調査票の記入のしかた」に記載するとともに、広報においてもそのことを周知していきたいと考えています。

なお、罰則規定につきましては、これは世帯調査の場合は、世帯に対しまして高圧的な印象を与えて、逆に忌避感を生じさせるおそれがあることから、正確な統計を得ようという観点からは、罰則を前面に出すということは、逆に効果的ではないのではないかと考えています。したがって、罰則の周知方法については余り前面に出ないような形で考えた方がいいのではないかと考えています。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

時間がなくなってきましたので、調査方法の中で、審議事項の上から、「封入提出方式の全面導入」、「郵送提出方式の併用」、「インターネット回答方式の一部導入」という、回答の多様化など、今回非常に新しい方式を導入したわけですが、これについて、時間の許す限り、一括して御意見、御質問がございましたらどうぞ。

早瀬専門委員 今回、封入提出方式にされるということは、特に調査員等、近くに住んでいる場合もありますので、その方が信頼性のある情報が得られる可能性があるのですが、その中に、うっかりして未記入となったものと、意識的に未記入とされているものがあると思います。例えば、配偶関係については答えたくないという場合があると思います。その場合に、未記入ということで、市町村の職員等が聞く場合に、若干の注意が必要と考えています。前に平成 17 年調査の結果で配偶関係について分析したことがあるのですがけれども、以前の調査に比べて非常に未婚率が高かったか、詳細は忘れましたがけれども、とにかく調査結果が連続性からしてもおかしいということがありまして、未記入の場合は、そのまま「不詳」という形で、実態をそのまま集計された方がいいと思います。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。これについて、いかがですか。

千野総務省国勢統計課長 市町村の審査の段階で、未記入については世帯に照会することにしていきます。そこで世帯からの回答が得られなければ、補完するという努力をした上で、今説明したような措置を行うということを考えています。それでもなお補完できない場合に、人口以外は「不詳」になるということになってしまいますので、そうならないように一生懸命やりたいと思います。

阿藤部会長 今の御指摘では2点あり、集計の段階でどうするかということもあります。

早瀬専門委員 そうですね。

阿藤部会長 要するに、未記入、不詳をどういうふうに扱うのかという問題があるのではないかと御意見なのですけれども、これは集計のところでもう一回もし議論があれば、審議することとします。

そのほかに。どうぞ、廣松委員。

廣松委員 第3次試験調査はフルドレスですから、この形で行われるのだらうと思いますが、封入するというのは、大きい方の封筒に入れるということでしょうか。それとも、大きい封筒の中に入っている郵送提出用の封筒に入れて送るという形になるのでしょうか。封入提出用の封筒の裏には、「この封筒では郵送することはできません」と書いてありますが、封入提出用の封筒に調査票を入れて、そのまま投かんする人はできませんか。そういう混乱は大丈夫でしょうか。

千野総務省国勢統計課長 そういう例が全くないわけではありませんが、あて名の書いた郵送提出用の封筒が入っていますので、混乱はないと思っています。

廣松委員 しかし、これが投かんされた場合、郵便局から市町村には送ってくれるのですか。

千野総務省国勢統計課長 大きい封筒の下に連絡先欄がありまして、ここに市町村の住所が入りますので、万が一、これが投かんされても、この連絡先に届くようになりますので、結果として市町村に届きます。

廣松委員 分かりました。

阿藤部会長 ほかにございますか。嶋崎専門委員どうぞ。

嶋崎専門委員 就業構造基本調査かもしれませんが、封入用の封筒には窓があいていて、少なくとも調査票が入っているということを確認できるタイプのものがあったかと思うのですけれども、そういった工夫はなさらないのでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 国勢調査の場合、分量が全然違います。ちょっとした細工をするだけでも、例えばコストが 10 円違いますと、7,000 万枚くらい用意しますので、7 億円の違いになりまして、このような形になっています。

嶋崎専門委員 確実に調査票が入っているかということのを少しでも見られるといいかなと思いました。

阿藤部会長 いずれにしても、市町村において確認をして、提出がされていなければ、もう一回調査票の提出状況を確認することになっていたと思います。

千野総務省国勢統計課長 万が一、調査票が入っていなかったら、改めて調査票の提出を依頼することになります。

阿藤部会長 調査方法につきましては、議論の途中段階ですので、次回、今の3点について、また何か御質問、御意見がございましたら、出していただくという形にして、調査方法等の検討から再開することにいたしたいと思います。

本日の議論の結果については、また議事概要等で示されると思います。

それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。次回の部会について、事務局から御連絡をお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 次回の部会でございますけれども、7月21日(火)午前10時から、今日と同じこの会場で開催させていただきたいと思います。

次回は、引き続き「審査メモ」に沿った審議をしていただきたいと思います。

そのときに必要な資料等がございましたら、7月7日までに事務局まで御連絡をいただければ、用意したいと思います。

今日お配りしている資料につきましても、席上に置いておいていただければ、事務局の方で管理いたします。もし持ってお帰りになった資料がありましたら、次回また持ってきていただくようお願いいたします。

阿藤部会長 では、本日の部会の結果の概要については、前回部会の結果と併せまして、7月13日開催予定の統計委員会に中間報告いたします。

本日の部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。